

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
職 種	学校補助員
採用予定人数	1名
従事すべき業務の内容	愛媛県立西条高等学校において、環境整備、施設管理、事務作業等の補助を行う。
応募資格	<p>学校補助員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから任命する。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（等級が1級から6級までのものに限る。）の交付を受けている者</p> <p>(2) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p>
勤務日及び勤務時間	1週間につき30時間とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・報 酬：学校補助員の報酬の額は月額とし、技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年訓第1367号）別表第1給料表1級1号給から同表1級9号給までの各号給の額の範囲内で決定するものとする。1年目は、月額154,395円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6月期・12月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3月未満の場合30/100とする。
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・学校補助員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ・信用失墜行為の禁止（同法第33条） ・秘密を守る義務（同法第34条） ・職務に専念する義務（同法第35条） ・政治的行為の制限（同法第36条） ・争議行為等の禁止（同法第37条）
その他	公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。
応募手続	<p>電話による応募</p> <p>連絡先 愛媛県立西条高等学校 電話番号：(0897) 56-2030 担当 事務課 中島</p>
募集期間	<p>令和8年2月27日(金)までの執務時間中（午前8時20分から午後4時50分まで）</p> <p>なお、応募者多数の場合は、応募期間内であっても締め切らせていただく場合があります。</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号以下「子ども性暴力防止法」という）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。